

徳島県選挙管理委員会告示第九十七号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和六年十月十日から施行する。

令和六年十月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 の表の四「独立行政法人国立病院機構徳島病院」を「独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター西病院」に、同表の五「独立行政法人国立病院機構東徳島医療センター」を「独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター東病院」に改める。